

京都府立園部高等学校附属中学校部活動に係る活動方針

1 目的

中学校における部活動は、学習指導要領において「生徒の自主的、自発的な参加により、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するもの」と位置づけられている。

部活動は学級や学年の枠を超えて、生徒が組織し、活動を展開することにより、生徒が、仲間や教師（顧問）等と密接に触れ合い、自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する場として大変有意義な活動と言える。また、部活動は生徒のよりよい学校生活を一層促進し、生徒や保護者の学校への信頼や期待をより高めるとともに、学校全体における一体感の醸成にもつながるものとして、人間形成の観点からも大きな役割を果たしてきた。

しかし、部活動を指導する教員において、部活動指導による長時間勤務が物理的負担の要因となるとともに、競技未経験の教員による顧問配置は、技術指導面での精神的な負担になっていると思われる。

このため、本校においても平成30年4月に京都府教育委員会から示された「京都府部活動指導指針」をもとに、練習時間や休養日の設定を明確にするなど、部活動の適正化を図り、より一層充実・発展することを目的として、本校における部活動指導の基本的な事項や留意点等をまとめた「京都府立園部高等学校附属中学校部活動に係る活動方針」を策定した。

2 設置運動部

〔体 育 系〕 男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、剣道部、
バドミントン部、ソフトテニス部、陸上競技部

〔文 化 系〕 華道部、茶道部、書道部、美術部、E S S部、合唱部、吹奏楽部、
吟詠剣詩舞部、サイエンス部

〔校内事業系〕 放送部、写真部

3 入退部

部活動への入退部は生徒の自由意志に基づくもので、所定の手続きを経て、保護者・ホームルーム担任・顧問の承認が必要。

4 活動計画

「月間活動計画」については、毎月25日を目途に提出し、校長の活動承認を受ける。各部活動において「年間活動計画」を作成することが望ましい。

5 活動時間

(1) 練習時間

ア 合理的でかつ効率的・効果的な練習を行い、長くとも平日は2時間程度、土・日曜日及び祝日に実施する場合は3時間程度とする。

イ 長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずる。

ウ 定期考査に係る活動については、考査1週間前から、考査終了までの部活動は禁止とする。ただし、特別練習実施許可願（考査期間）を提出し、校長が活動を認めることがある。

(2) 休養日の設定

ア 週当たり土・日曜日を含む2日以上設定する。

イ 大会及び発表会等への参加などで土・日曜日の両日とも活動した場合は、他の曜日で確保する。

6 学校全体での部活動運営の在り方

(1) 校長の理解とリーダーシップのもと、部活動数の精選や顧問配置等、部活動マネジメントとして学校組織全体での取組を進める。

(2) 部の新設・休・廃部など部活動運営に関しては、部活動検討委員会を設置して検討する。

7 その他

(1) 外部指導者について

校長の統括管理のもと、顧問の教諭と連携・協力しながら技術的指導及び補助等を行う。

(2) 家庭との連携

ア 各部活動における活動方針や活動計画（年間・月間）等を明確にし、入部時や保護者会等で生徒や保護者に十分に説明し、理解や協力を得る。

イ 定期的に保護者会等を実施し、学校からの様々な情報提供や保護者のニーズを把握するなど、互いに情報共有をすることにより、部活動の運営や指導の改善、生徒の状況把握等に努めることが望ましい。

平成31年2月1日策定